

佐伯市「森林の伐採に関するガイドライン」

[佐伯市 農林水産部 農林課]

1 伐採

- ① 森林法を遵守し、市に提出した伐採届に基づき伐採する。
- ② 伐採することにより、土砂が河川や谷川に流れ込むことがないように注意を払い、集材方法や路網の開設方法を考慮する。
- ③ 民家や公道など、重要な保全対象の上に位置する現場では、土砂流出の防止は当然のこと、倒木・丸太・残材・転石等の落下防止にも最大限の注意を払い、必要に応じて防護柵等を設置する。
- ④ 10ヘクタールを超える面積を伐採する場合は、伐採区域の分割が可能かを検討する。
- ⑤ 雨天時や雨上がりにおいては、現場での大型機械の使用や車両の走行等に注意し、水質の汚濁や公道の汚染、さらには伐採後の造林や天然更新に支障がないよう配慮する。
- ⑥ 民家や家畜飼養施設等が近い現場では、騒音対策として、早朝及び夕方以降の作業を避ける。
- ⑦ 環境保全のため、保残帯・保残木・下層植生を残す箇所を森林所有者と協議のうえ、必要に応じて設定する。

2 作業路

- ① 森林所有者と事前に協議し、作業路は、伐採搬出のための一時的なものなのか、又は伐採後における森林管理のための長期的なものなのかを明確にする。
- ② 一時的に使用するものについては、使用後に植生地とするため、埋め戻し等の方法により原状に回復する。
- ③ 長期に使用するものは、容易に維持管理ができるよう配慮する。

- ④ 伐採現場の地形・土質・転石・水の流れ・湧水等を十分に確認し、山腹崩壊や土砂流出が発生することのないよう、必要最小限に無理のない作業路を開設する。
- ⑤ 施工中も土質や水の流れなど、現地の状態には細心の注意を払い、必要に応じて計画を変更する。
- ⑥ 河川や谷川へ土砂が流入することを防ぐため、作業路は、河川や谷川から距離を置いて開設し、一定幅の林地がろ過の役割を果たすようにする。
- ⑦ 地形の状況等により、河川や谷川の近くを開設しなければならない場合は、土砂の流入が予想されるので、切り株や残材を利用して土留めの措置を講じる。
- ⑧ やむを得ず、谷川を横断する場合は、伐採終了後速やかに原状に復旧し、伐採中においても、大雨が予想される場合は、土砂が下流域に流出しないよう、一時撤去するなどの特段の措置を講じる。
- ⑨ 大雨による作業路の崩壊を防止するため、路面水の流れを考慮し、雨水が長い区間を流れることなく、勾配を利用しながら小まめな排水を施す。
- ⑩ 地域住民等が使用する水源を汚濁することのないよう、水源地での開設は避ける。

3 林地残材

- ① 伐採による残材については、災害の起因とならないよう、民家や公道、河川や谷川などの直近の場所には、処置しない。
- ② 伐採後の造林計画がある場合は、造林の支障とならないよう処置する。
- ③ 環境保護には充分配慮し、木質燃料などへの再利用に極力努める。